

## 令和8年度 物品・役務提供等

### 入札参加資格審査申請要領(追加)

琴平町へ物品・役務提供等の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、下記の要領により申請して下さい。

#### 注 意 事 項

●この要領において、営業所が香川県内にある業者を「県内業者」、営業所が香川県外にある業者を「県外業者」といいます。

※営業所とは、本店（本社）、支店（支社）、営業所等をすべて含みます。

●入札参加資格の有効期間は、1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）です。

●受付期間内で持参あるいは郵送（郵送の場合は受付期間内の消印有効）にて受付いたします。  
また、受付確認をご希望の場合は、返信用はがき（通常はがき又は85円切手貼付済みのものに送付先を記入）を同封するか、本町作成の受付票又は貴社作成の指定のものを送付する封筒（110円切手貼付済みのものに送付先記入）を同封してください。

●本店又は支店等の1か所から申請する場合でも、本店と支店等で2か所から申請する場合でも、一括して申請書類を1部作成・提出のこと。なお申請できる支店等は1か所とする。

●年度途中において、支店・営業所の委任先変更、業種の追加は受付できません。次回の申請受付時期での新規申請となりますので、あらかじめご了承ください。

申請方法等 ······ 2 P

提出書類 ······ 3 P

納税証明書等 ······ 4 P

営業種目 ······ 6 P

琴平町入札参加資格者名簿は令和8年4月1日以降、琴平町ホームページ上に掲載いたします。

## 1 提出方法

※申請書類を記入の上、次の受付日に提出書類をファイルに綴じて持参あるいは、郵送してください。  
**(電子申請は行っておりません。)**

## 2 受付日時・場所

- ・受付時間を厳守してください。**(受付時間外の申請については、受付を行いません。)**
- ・郵送の場合、**消印が受付期間外の場合は受付いたしません**ので、必ず下記受付期間内で郵送して下さい。
- ・**FAXの利用はできません**ので、書類に不備がないか事前に十分ご確認ください。

受付日時（閉庁日を除く。）	受付場所
令和8年1月13日（火）～1月23日（金） 午前 9時30分～11時00分 午後 1時30分～3時30分	琴平町役場 2階 総務課

## 3 ファイルの有無

有無	有
ファイル	フラットファイル（イエロー系・クリーム色等、A4判）
提出部数	1部
綴り方	<ul style="list-style-type: none"><li>「4 提出書類」に掲げる順番に綴じ込む。</li><li>コピーで提出できる書類は、必ずA4判に統一。</li><li>原本で提出する書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付。大きい場合は折り込み。</li><li>ファイルの背表紙下段に、商号を記載。</li></ul>

### 問い合わせ先

琴平町総務課（管財係）

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10

TEL 0877-75-6701

## 4 提出書類

No	提出書類	注意事項
		赤字・・・・・・・・琴平町の指定様式（原本提出） 青字・・・・・・・・コピー可
①	物品・役務提供等入札参加資格審査申請書	代表者及び受任者の役職名、支店等の名称はできるだけ簡潔に記入すること。
②	営業経歴書	特約店・代理店に該当する場合は、特約店若しくは代理店の証明書（申請日直前3か月以内に発行されたもの）又は特約店若しくは代理店との契約書（ただし、本申請時に契約中であることが分かるものに限る。）を添付すること。 証明書又は契約書の写しが無い場合は主要取引メーカーの欄に記入すること。
③	委任状	・支店・営業所に委任する場合のみ必要。 ・署名、または記名、押印
④	申請業種調書	2か所の営業所から申請する場合は、同一業種の重複申請は不可。 「物品」は17枚、「役務提供等」は3枚ありますが、申請する業種の記載があるページのみの提出で結構です。
⑤	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	申請日直前3か月以内に発行されたもの、法人のみ必要
⑥	決算状況を明らかにする書類（直前1年分） 法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等で、申請日の直前の事業年度の決算のもの。 個人：青色申告書など決算状況がわかるもの。	申請日直前の事業年度のもの。決算時期の関係で直前の事業年度の決算書が出来ていない場合は、その前の事業年度のものでも良い。
⑦	営業許可証・登録証等 営業に関し許可・認可または登録を必要とする業種については、これを得たことを証する書面又はその写し。	※営業種目「8、9、19、31、32、36、41」の場合は必須 ・医療用具販売業・医薬品販売業・計量器販売業・燃料販売業・揮発油販売業・金属くず商・古物商・建築物清掃業・警備業・人材派遣業・屋外広告業・廃棄物処理業など (有効期間があるものについては、期限がくる際に改めて有効となるものを提出してください。)
⑧	納税証明書等	4ページ「5. 必要な納税証明書等」を参照 本町の指定様式はありますが、他市町の様式でも可 ※申請日直前3ヶ月以内のもの
⑨	誓約書	・暴力団関係でない旨の誓約書 ・署名、または記名、押印

## 5 必要な納税証明書等 (コピー可)

対象	税の区分	証明書の種類
県外に営業所がある業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税（個人の場合は申告所得税）</li> <li>・消費税及び地方消費税</li> </ul>	<p>未納の税額のない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2 ※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>
県内に営業所がある業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税（個人の場合は申告所得税）</li> <li>・消費税及び地方消費税</li> </ul>	<p>未納の税額のない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2 ※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県税（すべての税目）</li> </ul>	<p>すべての税目に滞納がない旨の証明書 ※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>
琴平町内に営業所がある業者	<p>個人事業主のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税</li> </ul>	<p>滞納がない旨の証明書 (令和6年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものが必要です。)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税（個人の場合は申告所得税）</li> <li>・消費税及び地方消費税</li> </ul>	<p>未納の税額のない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2 ※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県税（すべての税目）</li> </ul>	<p>すべての税目に滞納がない旨の証明書 ※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>
	<p>琴平町税（すべての税目）</p>	<p>すべての税目に滞納がない旨の証明書（1通300円） ※申請日直前3ヶ月以内のもの</p>

<備考>

- 1) 国税・・・本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行。  
 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。
- 2) 香川県税・・・県税事務所、各県民センター又は中讃税務窓口センターにおいて発行。  
 ※県税の納税証明書の発行を請求するには、法人等の代表者印が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印鑑が必要です。交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。

●国税(法人税・消費税)納税証明書発行の受付窓口

税務署名	住所	電話番号
高松	〒760-0018 高松市天神前2番10号高松国税総合庁舎	087-861-4121
坂出	〒762-0001 坂出市京町2丁目6番27号坂出合同庁舎	0877-46-3131
丸亀	〒763-0034 丸亀市大手町2丁目4番1号	0877-23-2221
観音寺	〒768-0067 観音寺市坂本町6丁目2番7号	0875-25-2191
長尾	〒769-2302 さぬき市長尾西871番地I	0879-52-2531
土庄	〒761-4104 小豆郡土庄町甲6192番地2	0879-62-1301

※それぞれ管轄地域があります。事前に確認のうえご利用ください。

●香川県税納税証明書発行の受付窓口(土、日、祝日を除く8時30分～17時)

担当窓口	住所	電話番号
香川県税事務所	〒760-0068 高松市松島町1-17-28	087-806-0302
中讃税務窓口センター	〒762-0011 坂出市江尻町1355	0877-46-0421
東讃県民センター	〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2	0879-42-1370
小豆県民センター	〒761-4121 小豆郡土庄町渕崎甲2079-5	0879-62-2266
中讃県民センター	〒765-0014 善通寺市生野本町1-1-12	0877-62-9610
西讃県民センター	〒768-0067 観音寺市坂本町7-3-18	0875-25-5200

※中讃税務窓口センターでは香川県収入印紙を販売しておりませんので、あらかじめ売りさばき所でご購入ください。(香川県ホームページより確認してください。)

○納税証明書等に係るお問い合わせ (受付時間 平日 8:30～17:15)

琴平町税務課 TEL (0877) 75-6702

**営業種目**

1 文 具 事 務 機 器 類	22 写 真 機 ・ 写 真 材 料 類
2 用 紙 類	23 廚 房 用 器 具 類
3 一 般 印 刷 類	24 暖 冷 房 衛 生 設 備 機 器 類
4 地 図 ・ フォーム 印 刷 類	25 消 防 防 災 機 器 類
5 印 章 類	26 清 掃 器 具 ・ 塗 料 ・ 船 具 類
6 表 彰 品 ・ 記 念 品 類	27 水 道 用 資 材 類
7 医 療 器 械 器 具 類	28 造 船 類
(8) 薬 品 類	29 木 材 類
(9) 計 測 理 化 学 機 械 器 具 類	30 建 築 ・ 建 設 資 材 類
10 車 両 類	(31) 金 属 く ず ・ 古 物 商
11 視 聴 覚 機 器 類	(32) 建 築 物 環 境 維 持 管 理
12 電 気 通 信 機 械 器 具 類	33 貸 貸 ・ リ 一 ス
13 建 設 产 業 機 械 器 具 類	34 企 画 ・ 広 告 ・ イ ベ ン ト
14 農 業 機 械 器 具 類	35 コンピュータ処理・ソフトウエア開発
15 衣 料 雜 貨 類	(36) 警 備 保 障 ・ 人 材 派 遣
16 家 具 木 工 類	37 調 査 ・ 研 究 ・ 檢 查
17 室 内 装 飾 看 板 類	38 代 理 業
18 食 料 品 類	39 そ の 他
(19) 燃 料 類	40 森 林 整 備 業
20 書 籍 類	(41) 廃 物 処 理 業
21 運 動 用 具 ・ 楽 器 類	

※ 営業種目番号に○があるものは、営業に関する、許可、認可、登録等を得たことを証する書面またはその写しを添付すること。その他の営業については、必要に応じて添付すること。